

令和2年第4回教育委員会定例会次第

開催日時 令和2年4月13日（月）午前10時から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議題

(1) 令和2年度愛日地方教育事務協議会の委員について

2 報告

(1) 令和2年第1回市議会定例会について

議題1 令和2年度愛日地方教育事務協議会の委員について

愛日地方教育事務協議会規約第8条の規定に基づき、愛日地方教育事務協議会の委員を協議により定めるもの。

報告1 令和2年第1回市議会定例会について

令和2年第1回市議会定例会について

令和元年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 920,400 千円

1 小学校校舎小工事 478,200 千円

(1) ICT教育環境整備 478,200 千円

校内LAN更新 (37校)

2 中学校校舎小工事 442,200 千円

(1) 特別教室空調機設置工事 223,000 千円

東部中学校 外6校

(2) ICT教育環境整備 219,200 千円

校内LAN更新 (16校)

令和2年度一般会計予算【原案可決】

教育費 8,815,653 千円

■ 代表質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 小学校の教科担任制について	(1) 今後、本市がめざす教科担任制について、どのように進めるのかについて問う。	国が、令和4年度からの導入を検討しているが、本市ではこの制度を先行して導入する。導入にあたっては、小学校高学年を対象とし、令和2年度については、まずは、勝川、高座、大手の3小学校の高学年で試行する。今後、教科担任制の全校実施を見据え、どのような教科の分担が適切なのか、また時間割の編成及び教科を受けもつ先生同士の交換がスムーズに行われるかなど様々な課題を検証していく。
2 学校環境の充実について	(1) 小中学校の環境整備について、中長期な視点から、これまでの空調をメインとした整備のほか、今後どのような整備が必要になってくると考えているかを問う。	(1) 今後の整備については、ICT機器を十分に活用できる環境の実現を目指し、令和2年度には、全小中学校での高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を実施し、順次、児童生徒1人1台パソコンの整備を実施していく。さらに、LED照明について、今後、普通教室などにも設置を進める。体育館については、調光機能付きのLED照明の設置により、災害時の夜間における環境改善も進めていく。 小学校の外国語の教科化にあたっては、外国語指導助手の更なる活用、部活動にあたっては、外部人材を積極的に活用するなど、より専門的な者による質の高い指導を通じ、児童生徒の学力や体力の向上を図る方策を進めていく。
3 調理上の建替えについて	(1) 今回、進められる白山調理場に代わる新たな調理場の建設に至った経緯について問う。	(1) 「春日井市調理場整備基本計画」において、現在ある前並、稲口、白山の調理場は、順次、建替えることとしていたが、公共施設個別施設計画の策定にあたり、3調理場の耐震診断を実施したところ、白山調理場は、耐震性の基準を満たす必要があると判断したため、まず始めに東部調理場敷地内に確保していた用地に建替える。 建替えにあたっては、専用のアレルギー給食調理室を設置し、卵を除去した給食に加え、新たに乳、えび、かに、カシューナッツを除去した給食の提供を進める。 また、災害への備えとして自家発電設備を設けるとともに、災害時の避難所などで、一度に1,200食の調理ができるプロパンガスで

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		<p>も使用可能な移動式調理釜を配置するなど、防災機能を兼ね備えた調理場として整備していく。</p>
<p>4 学校教育について</p>	<p>(1) 子どもたちが幸せな学校生活を送ることについて、市長の考えを問う。</p>	<p>(1) 教育の目的は、教育基本法において、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成とあり、現在の子どもたちに必要な資質は、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動する「生きる力」である。この「生きる力」を育むためには、個々の発達状況に応じた教育が必要であり、また、集団で生活していく中では、校則も必要である。一方で、社会の変化とともに必要に応じ校則を見直すことも必要である。世田谷区立桜丘中学校の西郷校長も、教員も生徒も法治国家である社会の一員であると仰られている。</p> <p>大事なことは、子どもたちと教員が、互いを尊重しながら、子どもたちが、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、よりよい学校生活を送ることだと考えている。</p>
<p>5 登校支援室について</p>	<p>(1) 具体的な内容を問う。</p>	<p>(1) 新たな不登校者をつくらない初期対応を重点的に実施する場所として登校支援室を、東部、藤山台、石尾台の3中学校に設置する。</p> <p>登校支援室においては、人間関係や学業の遅れなどで、教室に居づらくなってしまった生徒等が、いつでも利用できるよう専任の支援員を配置し、設置校の教員による教科指導を実施する。さらに、中心となって学校内外のコーディネーター役を担う不登校対策担当者を設置校教員の中から任命し、登校支援室を利用する子どもたちが学校に適應できない要因を探り、学校全体でその要因に対応する先導的な役割をもたせることで、不登校の未然防止にも努めていく。</p>

■ 質疑 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 非常勤講師の給与について	(1) 会計年度任用職員のうち、非常勤講師の人数、給与、職務内容について、今年度との違いについて問う。	(1) 会計年度任用職員のうち、非常勤講師の人数は、前年度比 10 人増の 86 人である。その職務内容の違いは、本年度の非常勤講師が、教科指導、教科指導補助、配慮を要する児童生徒への対応などを状況に応じて担っていたのに対し、令和 2 年度の非常勤講師は、単独で教科指導と評価を担う教科指導講師、教科指導補助のみを担う学習支援講師に整理限定した。また、配慮を要する児童生徒への対応は、特別支援教育支援員・介助員を統合した学校生活支援員とした。 給与は、本年度の非常勤講師が、年間 7 0 0 時間勤務した場合、交通費を除いて 1 7 7 万 8 千円となるのに対し、令和 2 年度の非常勤講師は、教科指導講師が、年間 7 0 0 時間勤務した場合、交通費を除いて 2 1 7 万 4 千 5 2 6 円、学習支援講師が、年間 7 0 0 時間勤務した場合、交通費を除いて 1 0 6 万 7 千 9 1 6 円となる。
	(2) 年間支給額が下がる非常勤講師の人数、また、支給額が下がる非常勤講師は、不利益変更にあたるため労使合意が必要と考えるが、労使合意しているのかについて問う。	(2) 現在の非常勤講師のうち、主に教科指導補助を担い、令和 2 年度、学習支援講師となるものは、現時点で 42 人である。今回の非常勤講師の役割整理に伴い、本年度から引き続き令和 2 年度も講師を希望する者については、教科指導講師と学習支援講師を提示し、本人の希望に沿った任用を進めている。
2 私立高等学校授業料補助について	(1) 私立高等学校授業料補助制度について、市の現状及び国・県の制度改正前後の内容について問う。	(1) 現在、本市では、年額 10,000 円の補助金を年収目安 350 万円以上 840 万円未満の市内に住所を有する世帯に対して支給している。 また、国と県は、年収目安 350 万円未満世帯に 398,400 円、年収目安 350 万円以上 610 万円未満世帯に 265,200 円、年収目安 610 万円以上 840 万円未満世帯に 199,200 円、年収目安 840 万円以上 910 万円未満世帯に 118,800 円を支給している。そうしたなか、令和 2 年度から、国は、年収目安 590 万円未満の世帯に対し、396,000 円を支給する改正を行い、県は、この国の改正を踏まえ、年収目安 720 万円未満の世帯に対し、国の授業料補助と合

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	<p>(2) 年収目安 350 万円以上 840 万円未満の世帯は、今まで市の補助対象となっていたが、国・県の制度改正に伴い、そのうち年収目安 720 万円未満の世帯は国や県の補助金により授業料が実質無償化となる一方で、年収目安 720 万円以上の世帯については今後も授業料負担が必要となる。その対象者数と国・県からの補助金額、及び、市として、どのような対応を考えているのかを問う。</p>	<p>わせ、県内私立高校の授業料の平均額として、1 年生には 412,800 円、2 年生以上には 398,400 円を支給する制度改正を令和 2 年 2 月 13 日に公表した。</p> <p>(2) 令和 2 年 2 月末現在、本市における年収目安 720 万円以上 840 万円未満世帯の対象者は 245 人であり、今回の改正により、国・県から、1 年生には 206,400 円、2 年生以上には 199,200 円が支給されることとなる。これは、先の平均額の 2 分の 1 である。</p> <p>本市としては、今回の改正における国・県の支給対象拡大の経緯を踏まえるなか、他市の動向を注視していく。</p>

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 子どもの視力について	(1) 本市の小中学校における健康診断時に実施される視力検査について、平成20年度、平成25年度、現在とどのように推移しているかについて問う。	(1) 平成20年度の視力検査では、裸眼視力が1.0未満の割合は、小学校29.2%、中学校55.4%、平成25年度においては、小学校32.7%、中学校57.5%、令和元年度においては、小学校41.2%、中学校65.1%である。
	(2) 視力検査の数値が異常な場合の対応状況について問う。	(2) 視力検査の結果、裸眼視力が1.0未満であった児童生徒に対しては、保護者宛に、眼科での受診を勧奨する通知を出しているが、受診結果として、令和元年度は、小学校では62.5%、中学校では34.8%の報告となっている。視力の低下を放置すると、様々な眼の疾患につながる可能性があることから、学校は教室内の座席を配慮したり、早めに専門の眼科を受診するよう、保健だよりの発行を通して、保護者への啓発を行っている。
2 町名について	(1) 出川小学校での地名の教育についてどのように行われているのか、また、地域愛や郷土愛を育むために、学校名の由来や町名の歴史にふれながら春日井市の歴史について教育してはどうかと考えるが、見解を問う。	(1) 出川小学校における地名の教育は、全体集会の場において、「この地は昔、内津川の伏流水が大量に湧出したことから、出川（てがわ）と呼ばれていた」「校歌にある大清水とは、この地の地下水が豊富なことを、その証拠に、根が張らず大木が育ちにくい」という話を通して行っている。また、春日井市の歴史については、社会科の授業において、小学校は「わたしたちのまち春日井」、中学校は「わたしたちの春日井」のそれぞれ副読本を使い教育を行っている。さらに、道徳の授業を中心に、地域愛や郷土愛を育む教育をすすめ、各学校では、入学式、全体集会時等に、学校名の由来や町名の歴史に触れながら、機会を捉えて進めている。 今後も引き続き、学校の諸行事を通し、また、授業においては、教員の創意と工夫を行うなか、町名の歴史を通じ、地域愛や郷土愛の育成に努めた教育を行っていく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
3 学校におけるICTの利活用について	(1) 学習規律の徹底とICTの有効活用による、分かりやすい授業の展開という、出川小での取組状況の内容と、その成果の水平展開状況について問う。	<p>(1) 出川小学校での取組を踏まえ、経験の浅い先生であっても、分かりやすい授業ができることを目指し、そのための土台となるのが、学校全体での学習規律の徹底である。学習規律が同じであると、担任が変わっても児童たちは戸惑うことなく落ち着いて前向きに学習するようになる。教員にとっても、この土台の上にICTを有効活用することで、分かりやすい授業が展開できるようになる。</p> <p>出川小学校では、何を、いつ映し、どんな発問をするかを徹底的に指導することで、全ての教員が分かりやすい授業をすることができるようになっている。</p> <p>全ての教員が分かりやすい授業ができるようになるために、出川小学校の取組を「春日井スタンダード」として、全小学校に水平展開している。具体的には、年4回程度開催する出川小学校校内授業研究会に、初任者のような若手だけでなく、教務主任のような幹部職員も参加させ、実際に見て学ぶ機会を、市教委が指定する研修として位置付けている。</p> <p>このような研修を毎年繰り返し実施することで、確実に、他の小学校へ「春日井スタンダード」を浸透させている。</p>
	(2) デイジー教科書の使用状況、遠隔教育に対する見解を問う。	<p>(2) デイジー教科書の使用状況については、現在、利用する児童生徒はいない。毎年数名、利用希望する児童生徒がいるが、他の教材を利用したりすることで、結果的に、利用していない。また、一人一台タブレットパソコンが整備された後には、子どもたちへの学習の幅を広げたり、情報端末の効果的な活用を展開していく一つの形態として、遠隔教育も想定され、本市においては、不登校の児童生徒を支援する遠隔教育など、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育について、研究していく必要があると考えている。</p>
	(3) 「春日井スタンダード」の更なる展開について、その方向性を問う。(教育長)	<p>(3) Society5.0時代に生きる子どもたちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶアイテムである。社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっており、一人一台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」である。</p> <p>出川小学校は、平成23年度より、わかり</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		<p>やすい授業の実現のため、授業改善による教師の力量向上を目指し、「学習規律の徹底」と「ICTの有効活用」に取り組んだ。</p> <p>その成果を「春日井スタンダード」として、市内の小中学校に普及し、また、平成26年度から、一人一台のタブレットPCの授業活用についても研究実践を行ってきた。</p> <p>春日井市の、タブレットPCの授業での活用についての基本姿勢は、「ICTの有効活用」の一つとしてとらえ、「タブレットPCを使うため」の授業を行うことのない、「あると便利」なツールとしての活用を目指すことである。出川小、藤山台小、高森台中を、研究・研修の場として、春日井市が目指す教育活動を発信する拠点として、タブレットPCの活用普及を目指していきたい。</p>
4 就学支援について	<p>(1) 経済的に厳しい家庭への教育費の支援である就学援助ついて、準要保護者の支給基準を見直すことについて考えを問う。</p> <p>(2) 現在本市の補助対象となっていないクラブ活動費や卒業アルバムなど、国の基準と同様に対象とすることについて考えを問う。</p> <p>(3) 国が示している補助対象品目は、義務教育における学校生活を送る上で必要なものである</p>	<p>(1) 就学援助の受給者のうち準要保護者については、平成17年度に国庫補助が廃止された以降も、本市は支援を継続するとともに、算定基礎となる生活保護基準が引き下げとなった際も、以前の基準に基づき支給するなど、従来の準要保護対象者への支援及び生活保護基準の引き下げにより、生活保護を受けられなくなった家庭の教育支援を行っている。</p> <p>こうしたなか、現状では準要保護者の支給基準については、見直しの考えはないが、今後も国の動向を注視していく。</p> <p>(2) クラブ活動費については、課外活動自体が生徒の加入が任意であること、及び対象品目として支給している自治体も少ないことから、現状では、支給対象とする考えはない。</p> <p>卒業アルバムについては、対象品目としていた自治体は依然少ない状況であるが、児童生徒やその家族にとっては、学校生活の思い出を振り返る貴重な記録でもあるので、今後、他市の動向を注視しつつ、本市の就学援助対象者の動向をみるなか、調査研究をしていく。</p> <p>(3) 国は、生活保護基準の引き下げを行うなか、補助対象品目を含めた教育扶助を行っている」と理解している。先の答弁のとおり、従来の準要保護対象者への支援を続けており、また、</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	<p>ことから、改善が必要であると考えるが再度考えを問う。</p>	<p>対象品目として支給している自治体も少なく、現状では、支給対象とする考えはない。</p>
	<p>(4) 重要度が高いものからでも、対象項目を増やす必要があると思うが、このことについて問う。</p>	<p>(4) 国の支給対象品目を対象項目とすることについては、一律ではなく、重要度を考慮にいい、先の答弁したとおり、卒業アルバムについては、他市の動向を注視しつつ、本市の就学援助対象者の動向をみるなか、調査研究をしていく。</p>
	<p>(5) 視力が弱い子どもにとって学習上必要な眼鏡について、補助対象にすることへの考えを問う。</p>	<p>(5) 眼鏡に関する就学援助については、現状、国の要保護児童生徒援助費補助金の対象費目にはなく、支給対象としている自治体も少ないため、現時点では対象費目に加える考えはない。</p>
	<p>(6) 本市は、就学援助の支給対象として公立の小中学校へ就学することとしているが、経済的困窮により就学援助の対象となる児童生徒が、私立小中学へ就学する場合に、就学援助の対象とすることについて考えを問う。</p>	<p>(6) 就学援助制度については、学校教育法は経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うと定めている。また、要保護者に準ずる程度に困窮している者については、各自治体の判断に委ねており、本市では就学援助費の支給に関する要綱により、対象者は、地方公共団体が設置する小中学校に児童生徒を就学させている保護者等としている。 そのため、私立小中学校へ就学する場合は、就学援助の対象としていない。</p>
	<p>(7) 公立私立に関わらず、生活困窮により就学困難と認められた場合に援助することが、制度の趣旨であるため、要綱を改正する必要があると考えるが、本市の見解について問う。</p>	<p>(7) 国は、就学援助制度の対象について、生活保護法に規定する要保護者と定めている。要保護者への支援にあたって、生活保護法では、私立学校について、原則として就学を認めていない。こうしたことから、要保護者に準じる程度に困窮している準要保護者について、本市は、私立学校へ就学する場合は、就学支援する考えはない。</p>
<p>5 小中学校の非常勤講師について</p>	<p>(1) 主に少人数指導を担う非常勤講師について、令和2年度に時給が下がることから、不利益変更にあたりと主張している方がいることを、市教委は把握しているのかについて問う。</p>	<p>(1) 本市の非常勤講師は、少人数指導を主に担ってきたが、インクルーシブ教育の普及により、通常学級に在籍する支援を要する子どもが増加し、また、求められる指導形態が、少人数指導から専門教科指導へと変化している。このような状況において、非常勤講師の効果的な活用について検討してきた結果、令和2年度より、職務内容を整理し、専門性を</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		<p>活かして単独授業を行い、評価までする教科指導講師、教科指導補助として個別の学習支援をする学習支援講師という2種類の任用形態にすることとした。</p> <p>今回の整理に伴い、現在、少人数指導を担っているものの中で、学習支援講師になる場合は時給が下がることから、継続任用を希望する者には、令和元年度10月以降の人事面談から継続的に制度変更の趣旨を説明するとともに、本人の希望を尊重しながら、任用の手続きを進めており、令和2年2月末時点、任用準備を終えている。現時点において、継続任用希望をするものから、議員の言われる主張を把握していない。</p>
	(2) 希望に沿った任用になっていないと主張している方がいると聞いており、再度全員に、意思確認をする必要があると考えるが、実施する考えがあるかについて問う。	(2) 今後、来年度の任用については、本人に任用条件を最終確認し、承諾書を提出していただく。その際、学習支援講師から教科指導講師への変更を希望する場合には、再度、丁寧な説明をしたうえで、本人に、両職種（学習支援講師ならびに教科指導講師）の任用条件を理解していただくことにしている。
	(3) 時給が下がることに対する丁寧な説明が不十分な状態で、申し出がない限り、任用手続きを進めてしまうことは、民法1条第3項、第90条に違反する可能性が高いと考えるが、見解を問う。	(3) 先の答弁の通り、任用にあたっては、10月以降継続的に丁寧な説明をもとに進め、今後、最終確認をおこない、承諾書を提出していただくこととしている。 <p>その際にも、丁寧な説明をもとに進めることとしており、議員のご指摘はあたらないと考えている。</p>
	(4) 主に単独指導を担う非常勤講師について、勤務時間内に処理できない業務を担わせていると聞いているが、勤務時間はどのように設定しているのか。	(4) 現在、単独での授業が認められているのは、県費負担の非常勤講師のみだが、主なものの勤務時間は、少ないものは週12時間、年間420時間、多いもので週24時間、年間840時間となる。60分を1コマとして、持ちコマ数の75%以上を授業に充てることとなっており、それ以外の時間は、授業準備と成績処理に関わる業務に充てられる。
	(5) 主に単独指導を担う非常勤講師について、勤務時間を見直す考えはないか。	(5) 先の答弁の通り、単独指導を担う非常勤講師は、60分を1コマとして、持ちコマ数の75%以上を授業に充てることとなっているが、実際には、1コマの授業時間は45分～

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		<p>50分である。したがって、勤務時間を純粋な時間ベースで見ると、週24時間、年間840時間勤務するものが、1コマ50分の授業を持ちコマ数の80%担当した場合、実質67%が授業対応となり、33%が授業準備、成績処理に充てられる現状から、期待する業務を遂行できると考えており、勤務時間を見直す考えはない。</p>
	(6) 令和2年度、学習支援講師となる方の、職務内容について問う。また、募集の条件、職務内容的に教員免許が必要かについても問う。	(6) 令和2年度の学習支援講師の職務内容は、担任が実施する授業中で、個別の学習支援を中心とした教科指導補助のみとなる。また、教科指導補助とはいえ、授業中に学習指導をすることから、募集条件として教員免許は必要と考えているが、その職務内容は、単に教科指導補助のみとなることから、教科免許がなくてもできる内容と考えている。
	(7) 不利益変更になると主張しているものがある以上、今回の非常勤講師の任用形態の変更を、見直す必要があると考えるが、見解を問う。	(7) 職務内容を整理し明確化したことで、学校に必要な人員が明らかになるだけでなく、子どもたちが戸惑うことなく、必要な時に、必要な支援を受けられる体制が整えられると考えている。また、適切な待遇を設定することで、優秀な人材を確保することにもつながることから、見直しは考えていない。
6 教員の変形労働時間制について	<p>(1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正の趣旨について問う。</p> <p>(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正で導入された、変形労働時間制の内容について問う。</p>	<p>(1) 法改正は、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、長時間勤務の是正も含めた学校における働き方改革が必要であるとの趣旨より、教員への一年単位の変形労働時間制の適用と、文部科学大臣による業務量の適切な管理等に関する指針の策定が定められたものである。</p> <p>(2) 変形労働時間制は、夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務時間が、学期中より短くなる傾向になることから、年度当初や学校行事等で業務量が多い時期の勤務時間を延長し、夏期休暇等を休業として定めるものである。導入にあたっては、1か月の時間外在校等時間については、45時間以内、1年間の時間外在校等時間については、360時間以内とし、業務を行う時間の上限が規定される予定である。</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(3) 変形労働時間制の導入について、市の見解を問う。(教育長)	(3) 以前より、長時間労働を改善すべく、校務支援システムの導入、ICカードによる勤務管理や学校給食費に公金化などのシステムの構築と、PCDAサイクルによる行事、会議等の見直しをはじめ、部活動指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの外部人材の積極的な活用を行い、多忙化解消に向けて取り組んでいる。そのような状況を踏まえ、国、県の動きを注視するなか、他市の取組を参考にしながら、本市の働き方改革に資するかどうかの観点より、調査・研究していく。
	(4) 市内教職員の、在校時間の管理方法について問う。	(4) 市内教職員の在校時間管理は、教職員に一人一枚配布しているICカードを、職員室入り口付近などに設置している機器にかざすことで、自動的に記録されるシステムを導入している。
	(5) 1か月の在校等時間について、超過勤務が月80時間を超えている教職員の人数、割合について問う。	(5) 平成31年度4月から令和元年度12月末までにおける、市内教職員の1か月の時間外在校時間が、月80時間を超えたものの人数は、小学校が累計で93人、中学校が累計で552人であり、割合は、小学校が1.1%、中学校が11.9%である。
	(6) 教職員の長時間労働の是正に向けた本市の取組み状況について問う。	(6) 教職員の労働時間は是正に向けた取組として、部活動における部活動指導員の活用を始めとした外部人材等の活用を進めるとともに、教科担任制の試行による教員の専門性向上を図り、授業準備の効率化などを進めていく。
7 新型肺炎について	(1) 学校の自主登校教室を開催するにあたり、校庭や体育館等を利用している学校もあると聞くが、本市においてはどうか。 また、臨時休校により3月のひと月ほどの授業が行われなくなり、学習の遅れが生じることとなるが、その対応について問う	(1) 自主登校教室は、8時半から2時までの5時間半、受け入れは8時から引き渡しは2時半までであることから、現時点で、校庭や体育館等の利用はしていないが、国は屋外で適度な運動や散歩をしてもよいとする見解を示したので、今後、感染防止に注意をはらい、利用できるとしていく。 学習の遅れについては、中学3年生は、休校が卒業式の間近であったことから遅れはなく、その他の学年については、次年度に補充のための授業として、前学年の未指導分の授業を行う。また、小学6年生については、進学先の中学校に学習状況を伝え、補充的な学習指導を行うようにしていく。